

令和6年度第1回シティ・プロモーション委員会

次 第

日時 令和6年5月21日（火）

午前10時から

場所 朝霞市役所4階401会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 市長公室長あいさつ

4 議 事

（1）各委員の自己紹介

（2）会長、副会長の選出

（3）朝霞市シティ・プロモーション方針について

（4）令和5年度シティ・プロモーション活動報告について

（5）令和6年度シティ・プロモーション活動予定について

（6）その他

5 閉 会

議事3 シティ・プロモーション方針について

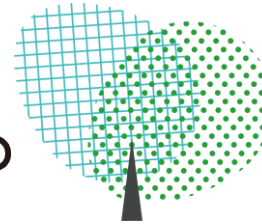
【朝霞市のシティ・プロモーション】

平成26年～ シティ・セールス朝霞ブランド

平成29年3月 市制施行50周年

＊地域独自の魅力的な価値・「朝霞らしさ」の追求

＊発信力向上のためのコンテンツ作成



令和3年 東京オリンピック・パラリンピック競技大会

令和4年～ シティ・プロモーション方針

＊良質な地域資産の創造、認知度向上

＊朝霞の日常魅力を市内外に発信

シティ・セールス朝霞
ブランド検討委員会



CP
委員会

朝霞市シティ・プロモーション方針※一部抜粋

◆朝霞市のシティ・プロモーションの位置づけ

朝霞の日常のクオリティを高め市内外へ発信していく活動

◆シティ・プロモーションを通じて達成したい政策目標

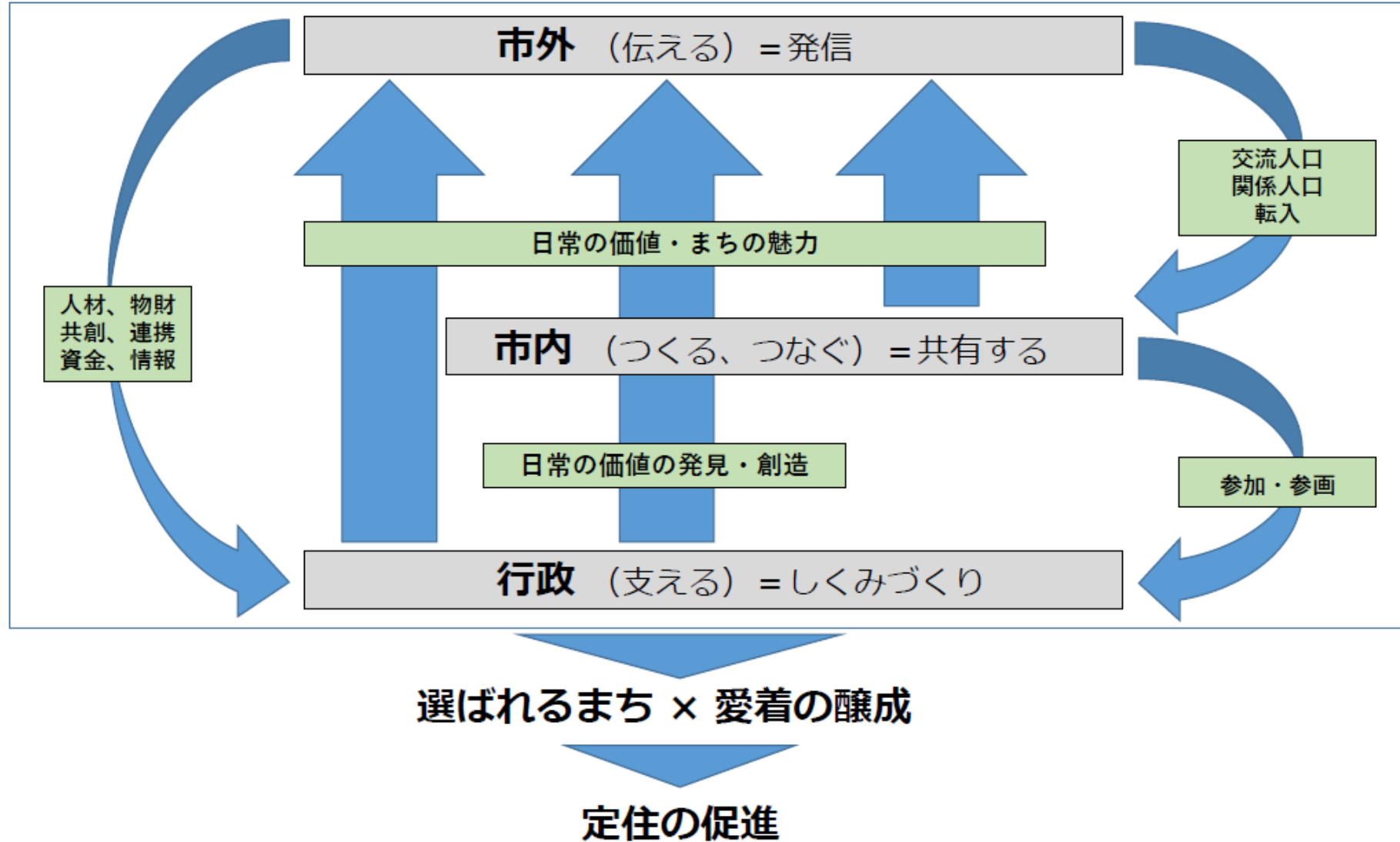
暮らしつつけたいまちの実現：選ばれるまちづくりと愛着醸成による定住促進

【シティ・プロモーション戦略】

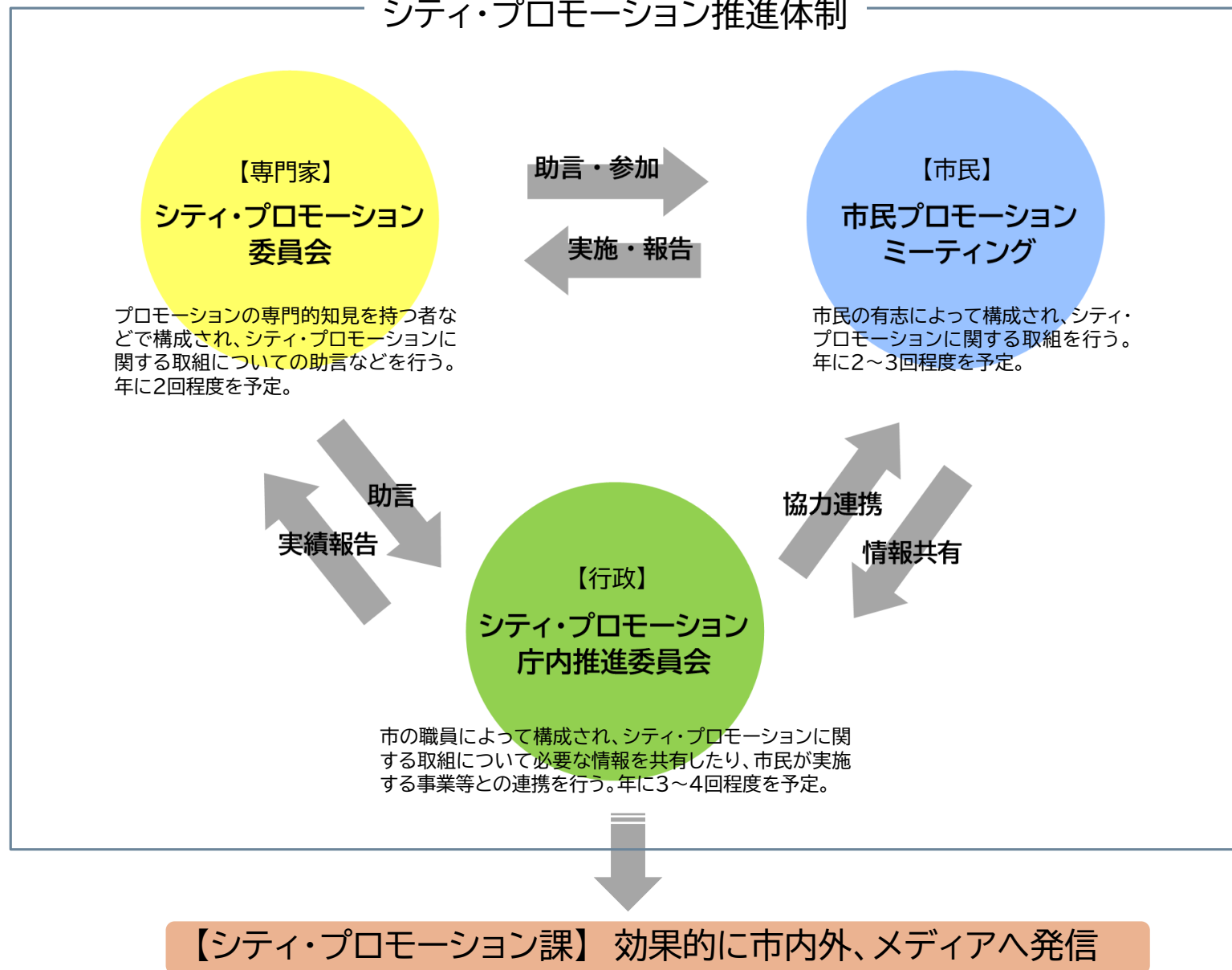
「最高の日常を目指して」

…朝霞ならではの価値ある日常を発見、創造、共有できるしくみをつくり、
まだ朝霞の魅力に気づいていない人に効果的に発信していく。

朝霞市シティ・プロモーション戦略のイメージ



シティ・プロモーション推進体制



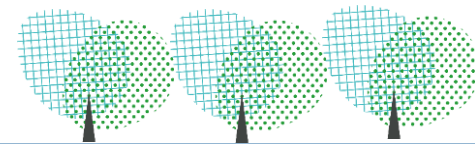
《シティ・プロモーション委員会の役割について》

- 「選ばれるまちづくりと愛着醸成による定住促進」という理想の未来の実現に向け、市のシティ・プロモーションの全体を見渡し、実効的な助言を行っていただく、頭脳的な役割

1. 朝霞市民プロモーションミーティング及びシティ・プロモーション庁内推進委員会の取り組み、シティ・プロモーション課の事業について、専門的な知見から講評と助言を行う。

※公募委員の3名は、朝霞市民プロモーションミーティングでも活動を行い、本委員会とミーティングとの連携をはかっていただく。

2. シティ・セールス朝霞ブランドの選定に関し、議論を行う。

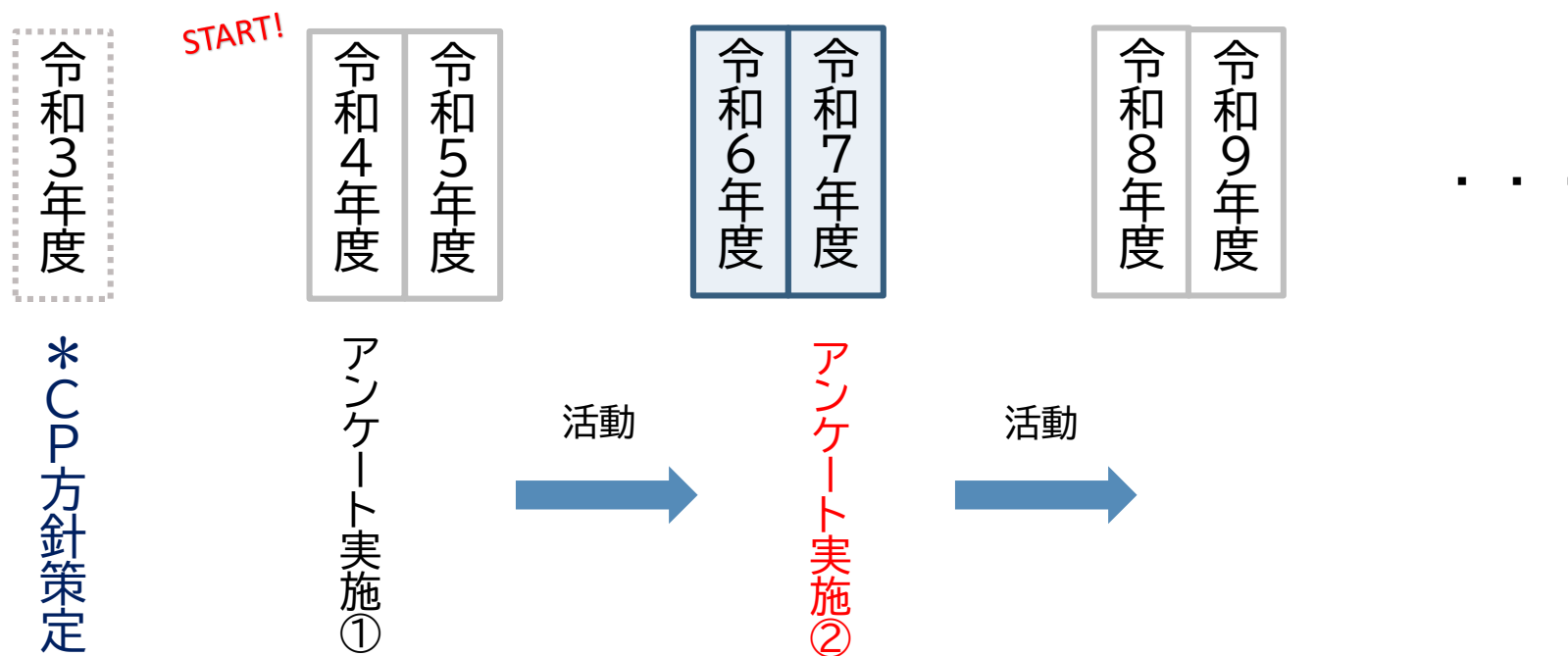


《効果測定について》

シティ・プロモーション方針に基づいて進める事業の効果を知るため、定期的なアンケートを実施する。

・市の「**情報・魅力発信力**」、市民の「**情報収集意欲**」及び「**地域への参加意欲**」の3点を数値化

シティ・プロモーション推進体制のサイクル（活動任期:2年間）



【1】朝霞市民プロモーションミーティング

目標: **市民目線で日常の魅力の発信**を行い、他の市民や新規転入者が市内での生活を楽しむきっかけづくりと、転入検討者等へのアプローチにつなげる。

■冊子「わたしの“あさか時間”」発行

行きつけのお店や散策コース、遊び場など、メンバーが**市内での日常をどのように満喫しているか**を紹介する「わたしの“あさか時間”」を中心として、ミーティングの活動をまとめた冊子を5,000部発行。

市公共施設や駅ラック、店舗等への配架、市ホームページにPDF版の掲載を実施。

★5月17日埼玉新聞記事掲載

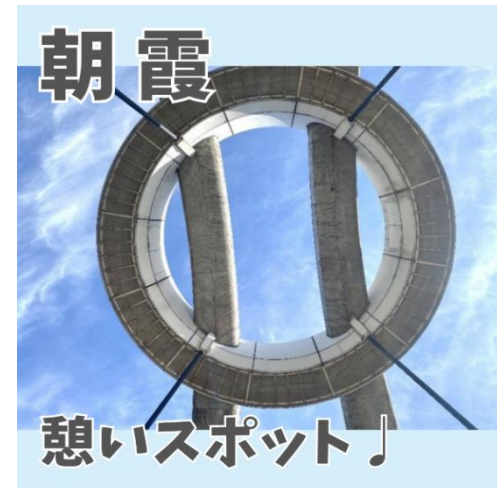


【2】 シティ・プロモーション庁内推進委員会

目標:令和4年度の活動を通じて培った
柔軟な発想力を用いて効果的な発信を行う。

■シティ・プロモーション課Instagram
投稿企画
「わたしの“ むさしのフロントあさか ”」

庁内推進委員が、職員ならではの視点で、市のブランドタグライン「むさしのフロントあさか」を表現した写真とコメントを3つのカテゴリーに分けて投稿。



【3】 シティ・プロモーション課(1) ■シティ・セールス朝霞ブランドの更新(令和6年4月1日～)



1. 旧高橋家住宅



2. 本田美奈子.モニュメント



3. 黒目川



4. 彩夏祭



5. ニンジン



6. 公園通りとシンボルロード



7. まちなかベンチ



【3】シティ・プロモーション課(2)

■駅前柱巻きラッピングリニューアル

朝霞駅(東口・南口)、北朝霞駅・朝霞台駅ロータリー内の柱に設置している「柱巻き」を、新しいデザインにリニューアル。

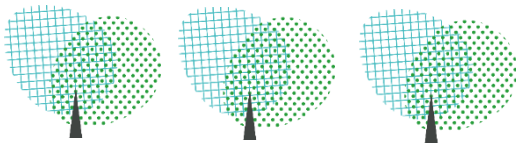
市のブランドタグラインである「むさしのフロントあさか」の持つ、自然の豊かさと都心に近い都会的なイメージを、緑や青のグラデーションで表現。

「いってらっしゃい」「おかえり」など5種類のポーズのぽぽたんが駅を行きかう人たちをお迎えする。

*朝霞に対する愛着や興味・関心を得るきっかけづくり

*メディアへの露出(広告)

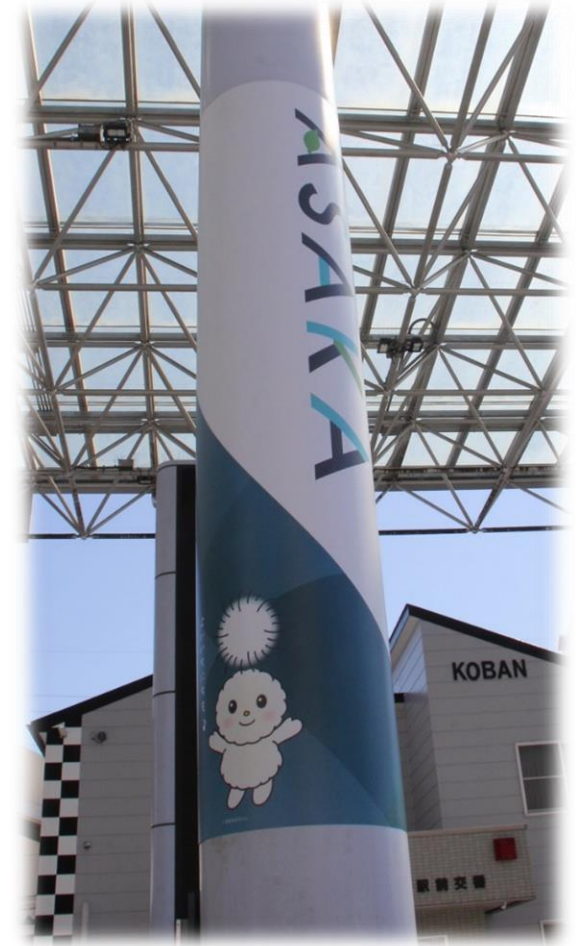
⇒5月11日テレビ埼玉で放映



朝霞駅南口



「MUSASHINO FRONT」



「ASAKA」

“2本の柱を合わせて MUSASHINO FRONT ASAKA ”



朝霞駅東口



北朝霞駅・朝霞台駅

議事5 令和6年度シティ・プロモーション活動予定について

資料3

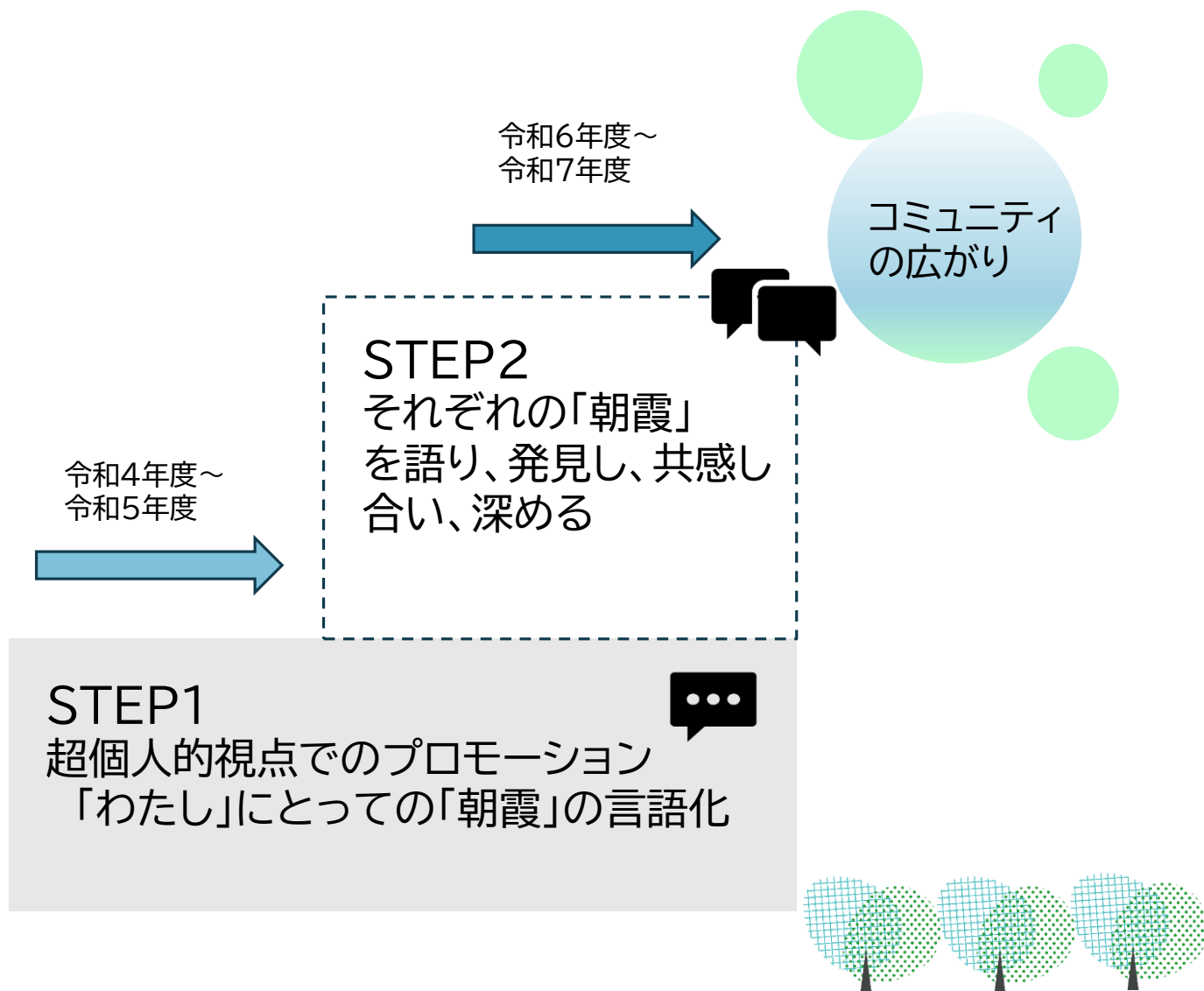
【1】朝霞市民プロモーションミーティング

■目標

メンバー個人による発信からステップアップし、「朝霞の日常の魅力」を語り合い発信できるコミュニティにつなげていく

■活動内容(案)

- ・SNSにおける「**#わたしの“あさか時間”**」の発信(メンバー+α・・・)
- ・チームとして一つのテーマに沿って「朝霞の日常の魅力」を深掘りし、言語化し、発信する。
ex. 転居を検討する人へのアプローチ、朝霞での一人暮らしを応援する企画、ペットを飼う人の朝霞ライフ、「武蔵野」の研究など



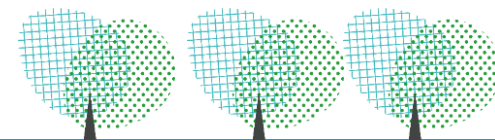
【2】シティ・プロモーション庁内推進委員会

■目標

前例踏襲を打破し、柔軟な発想を生み出せる会議体として、各課と連携しながらシティ・プロモーションを推進し、庁内に浸透させていくことを目指す

■活動内容(案)

- ・シティ・セールス朝霞ブランドを市内外に発信していくアイデアについて話し合い、ブランドの所管課と連携しながら実現につなげる。
- ・朝霞市職員提案(令和7年5月)にチームとして企画案を提出



【3】シティ・プロモーション課

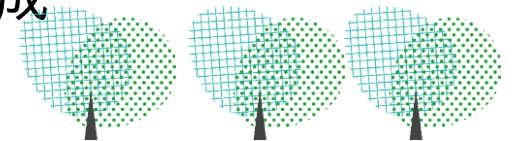
■目標

- ・機会を逃さず捉え、これまで作成したさまざまなコンテンツを市内外に発信していく
- ・未来の担い手であるこどもや学生に対し「朝霞」に愛着を感じてもらう



■活動内容(案)

- ・彩夏祭ブースでの来場者へのプロモーション
- ・シティ・セールス朝霞ブランドを中心としたリーフレットの作成
- ・東洋大学学生への出張授業、こども向け「朝霞の魅力」発信おとどけ講座の作成



傍 聴 要 領（案）

シティ・プロモーション委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、シティ・プロモーション委員会会長（以下「会長」という）の許可を受けた上で、係員の指示に従い、入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順で行い、定員（5人）になり次第受付を終了します。ただし、会場等の事情を考慮し、会長が許可する場合は、定員を変更できるものとします。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、会長はこれを注意し、これに従わないときは、退場していただくことになります。
- (3) 次に該当する方は、傍聴することができません。
 - ① 刃物等危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ④ その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場において、会長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (9) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。